

# 国民健康保険税の改正

税務課 ☎8857

税率変更など制度が大幅に

平成二十年四月から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）がスタートしたことに伴い、国民健康保険も大幅に制度が改正されました。  
そこで、改正内容の主要な点についてお知らせします。

## 後期高齢者支援金（支援）分の創設

昨年度まで国民健康保険税は、(a)基礎課税（医療）分と(b)介護納付金（介護）分の合計額でしたが、今年度から長寿医療制度が創設されたことに伴い、そのうえに(c)後期高齢者支援金（支援）分を加えた三つの合計額となりました。

### ※後期高齢者支援金

七十五歳以上の人が加入する長寿医療制度の運営を支えるために、国民健康保険や社会保険から支出するお金です。

昨年度まで、七十五歳以上の人は、国民健康保険と老人保健制度の両方に加入していたので、(a)医療分として納付された額の

中から老人保健制度へ支出していました。しかし、今年度からは、長寿医療制度だけに加入することになったので、そこへ支出する額を(c)支援分として、最初から区分して納付していただくことになりました。

## 国民健康保険の

### 税率などの変更

税率などが右下表のように変更になりました。

## 税額の計算方法

(a)医療分、(b)介護分、(c)支援分それぞれ①から④で計算した額を合計（最高限度額⑤を超える時は、その額で打ち切り）します。四十歳未満または六十五

医療制度へ移行したため、国民健康保険に加入した

## 国民健康保険税の年金からの徴収（特別徴収）

世帯内の国民健康保険に加入している人が、全員六十五歳から七十四歳までの場合には、平成二十年十月から国民健康保険税が世帯主の公的年金から徴収

【例】平成20年度の国民健康保険税額が6万円の場合は、このように納めています。ご確認ください。

期 日	7月 (第1期)	9月 (第2期)	10月	12月	2月	合 計
納付額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	60,000円
納付書により納付（普通徴収） 15,000円×2回=30,000円		年金より徴収（特別徴収） 10,000円×3回=30,000円				

Q：来年度はどうなるの？  
A：平成21年度からは、4月の年金から国民健康保険税が徴収されます。ただし、4月から8月までは、平成21年の2月と同じ額が仮徴収額として徴収されます。

されます。（特別徴収）  
なお、年金額が年額十八万円以下の人が、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の半分を超える人などは特別徴収の対象となりません。  
ただし、平成二十年度の特別徴収は、十月から始まり、四月から九月分は、従来どおり納付書または口座振替による普通徴収で納入してください。  
この場合、従来どおりの納付書（納税通知書と特別徴収のお知らせ）（特別徴収開始通知書）の二種類が七月に届きますのでご注意ください。

## 国民健康保険加入者へのお願い

国民健康保険の加入世帯は、所得がなくとも加入者全員の所得の申告が必要です。  
国民健康保険税は、前年の所得に応じて均等割・平等割額の一部を軽減（七割・五割・二割）する制度がありますが、所得の申告をしていない場合は、軽減制度を受けられないことがあります。平成十九年中の申告をしていない人は、早目に申告をしてください。

### 【平成19年度国民健康保険税】

区 分	(a)医 療	(b)介 護
① 所得割	課税所得 ×7.8%	課税所得 ×0.88%
② 資産割	固定資産税額 ×20%	固定資産税額 ×4.5%
③ 均等割	加入者数 ×27,500円	加入者数 ×5,800円
④ 平等割	1世帯につき 27,500円	1世帯につき 3,500円
⑤ 最高限度額	560,000円	90,000円

## 長寿医療制度に関する経過措置

長寿医療制度に移行した人がいる世帯は、保険税負担が従来と同程度となるように、次の経過措置が設けられました。

### ●軽減についての経過措置（五年間）

従来と同様の軽減措置を受けられるよう、長寿医療制度へ移行した人の人数、所得も含めて国民健康保険税の軽減判定をします。

### ●平等割半額の経過措置（五年間）

六十五歳以上で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下の人を対象とした住民税の非課税措置が、平成十八年度から廃止されました。

## 介護保険料の緩和措置が延長されます

この税制改正により、本人や世帯の人に住民税が掛かり、介護保険料の第四・第五段階が適用されることになった人は、保険料が上がります。それが、急激な負担増にならないよう、平成十八・十九年度の二年間の保険料を本来よりも低く抑え、段階的に引き上げを行う激変緩和措置を行ってきましたが、今回、この措置が平成二十年度まで延長されることになりました。

なお、対象になるのは、①昭和十五年一月二日以前に生まれ、②平成十九年中の合計所得金額が百二十五万円

### 【平成20年度国民健康保険税】

区 分	(a)医 療	(b)介 護	(c)支 援
① 所得割	課税所得 ×6.5%	課税所得 ×0.88%	課税所得 ×1.8%
② 資産割	固定資産税額 ×19%	固定資産税額 ×4.5%	固定資産税額 ×3%
③ 均等割	加入者数 ×23,500円	加入者数 ×5,800円	加入者数 ×5,500円
④ 平等割	1世帯につき 23,000円	1世帯につき 3,500円	1世帯につき 5,000円
⑤ 最高限度額	470,000円	90,000円	120,000円

問）

長寿医療制度へ移行したことにより、国民健康保険加入者が一人になった場合は、世帯の平等割額が半額になります。

### ●社会保険の被扶養者であった人に対する経過措置（二年間）

次の三つの条件をすべて満たす人は、申請により国民健康保険税が二年間軽減されます。

- ①国民健康保険に加入した時に六十五歳以上であった
- ②社会保険の被扶養者であった
- ③社会保険の加入者本人が長寿

以下で、③市民税が課税になる、人です。

本経過措置が該当する人には適用して、七月中旬に平成二十年度介護保険料決定通知書および納付書を送付します。

第4段階の人	税制改正がなければ第1・第2段階に該当する人	43,200円/年
	税制改正がなければ第3段階に該当する人	35,850円/年
第5段階の人	税制改正がなければ第1・第2段階に該当する人	39,310円/年
	税制改正がなければ第3段階に該当する人	54,000円/年
	税制改正がなければ第4段階に該当する人	43,200円/年
	税制改正がなければ第3段階に該当する人	46,650円/年
	税制改正がなければ第4段階に該当する人	50,110円/年